

令和 3 年 8 月 2 6 日

保護者の皆様

秦野市長 高 橋 昌 和

(公印・契印省略)

緊急事態宣言期間中の保育所等の利用について (お願い)

日頃から、新型コロナウイルス感染拡大防止に御協力をいただきありがとうございます。  
ございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、デルタ株への置き換わり  
が進む中、全国的に新規感染者数が急速に増加しています。

こうした状況を踏まえ、緊急事態宣言期間中は、感染リスクの低減や人流の  
低下に努めるため、登園自粛等の御協力をお願いします。

なお、今後の感染状況によっては、登園自粛等を要請する場合がありますの  
で、御家庭におかれましても、引き続き感染症対策に御協力くださるようお願い  
いたします。

1 対象期間について

令和 3 年 8 月 3 0 日 (月) から緊急事態宣言期間終了まで

2 御協力いただきたいこと

(1) 保育所等の利用について

御家庭で保育が可能な方等におかれましては、早めのお迎えや登園を控  
えるなどの御協力をお願いします。

(2) お子様の健康管理

お子様に発熱や咳などの症状がみられるときには、無理をせず、速やか  
に医療機関を受診し、自宅で休養させてください。また、家族に体調不良  
者がいる場合においても、登園を控えてください。

(3) お子様又は家族に感染が疑われる場合

次に該当する場合には、在籍する保育所等に御連絡ください。

**【保育所等に連絡が必要なケース】**

- ① 園児や同居の家族が濃厚接触者として特定された場合
- ② 園児や同居の家族が新型コロナウイルス感染症と判明した場合
- ③ 園児や同居の家族がPCR検査や抗原検査等を受検することとなった場合

3 保育所等の利用者負担額（保育料）の取扱いについて

0～2歳児クラスの園児の利用者負担額（保育料）について、今回の通知による登園自粛に御協力いただいた場合の保育料の日割りはありません。

4 1か月以上利用しない場合の特例について

1か月以上利用しない場合は通常退園となりますが、今回の通知による新型コロナウイルス感染症対策として保育所等を利用しない場合は、退所の扱いとはしません。

事務担当は、こども健康部保育こども園課認定・入所担当です。

電話 82-9606